

大分労発基 0927 第 1 号
令和 6 年 9 月 27 日

各団体の長 殿

大分労働局長
(公印省略)

大分県最低賃金の改正等に係るお知らせ

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大分県最低賃金は、時間額 954 円に改正され、令和 6 年 10 月 5 日に発効します。

大分県最低賃金は、正社員、パート、アルバイト等を含め大分県内のすべての労働者に適用され、労働条件の改善や生活の安定のために大きな役割を果たしており、当局におきましても県内全域への周知に取り組んでいるところです。

また、今般、最低賃金引上げに向けた環境整備として、設備投資を行った中小企業・小規模事業者等にその費用の一部を助成する「業務改善助成金」や最低賃金の改定に伴い賃金規定等を改定する場合に助成する「キャリアアップ助成金」等最低賃金の引上げに伴って生産性向上に取り組む中小企業等への支援策を推進しているところです。

つきましては、改定額等に係る周知につき、何卒、御協力の程お願い申し上げます。

【担 当】

大分労働局労働基準部

賃金室 竹内、幡手

〒870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号

(大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階)

TEL : 0 9 7 - 5 3 6 - 3 2 1 5